

【資料 1】

第 38 回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま 2026） イベント実施計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

第 38 回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま 2026。以下「大会」という。）において開催する各種イベントを、健康長寿や生きがいの大切さを再認識し、世代を超えた交流ができる場とするとともに、埼玉県らしい魅力あふれるものにするため、類似規模のイベントの企画運営の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識等を有する者にイベント実施計画策定業務を委託できるよう、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

2 委託業務の概要

（1）業務名

第 38 回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま 2026）イベント実施計画策定業務

（2）業務内容

【資料 2】仕様書のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（4）契約上限額

3, 838, 120 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施スケジュール

（1）プロポーザル実施の公表	令和 7 年	4 月 15 日（火）から
（2）本プロポーザル等に関する質問の受付	令和 7 年	4 月 22 日（火）17 時まで
（3）本プロポーザル等に関する質問の回答	令和 7 年	4 月 30 日（水）17 時まで
（4）参加意思表明書の締め切り	令和 7 年	5 月 8 日（木）17 時まで
（5）参加資格確認結果の通知	令和 7 年	5 月 13 日（火）17 時まで
（6）参加が認められない理由の請求	令和 7 年	5 月 16 日（金）17 時まで
（7）企画提案書の提出締め切り	令和 7 年	5 月 19 日（月）17 時まで
（8）プロポーザル審査委員会の実施	令和 7 年	6 月 2 日（月）
（9）審査の結果の通知	令和 7 年	6 月上旬（予定）
（10）契約締結	令和 7 年	6 月上旬（予定）

4 参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体（JV）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（1）単独企業

ア 類似規模のイベントにおいて、企画・運営業務を実施した経験を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。

- エ 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に 基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- オ 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基 づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であるこ と。
- キ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納 している者でないこと。

(2) 共同企業体（ＪＶ）による参加

- ア 構成員のいずれかが、上記 4（１）アに掲げる要件を満たしていること。
- イ 全ての構成員は、上記 4（１）イ～キに掲げる要件を全て満たしていること。
- ウ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体（ＪＶ）の構成 員を兼ねている者でないこと。

5 本プロポーザル等に関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、【様式第 1 号】質問票を提出すること。

- (1) 提出期限 4 月 2 2 日（火）1 7 時必着
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際の件名は「(企業名) ねんりんピック イベント実施計画策定業務委託 質問票」とすること。また、電子メール送信 後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、電話及び口頭による質問 は受け付けない。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、4 月 3 0 日（水）1 7 時まで、埼玉県ホームペー ジで公開する。

6 参加意思表明書の提出、参加資格の確認

(1) 参加意思表明書の提出

ア 提出書類

①	プロポーザル参加意思表明書【様式 2 号】
②	会社・団体等概要【様式 3 号】
③	共同企業体（ＪＶ）にあつては、共同企業体協定書の写し（案でも可） （案の場合は、企画提案書等の提出時に協定書の写しもあわせて提出すること。）
④	類似規模のイベントにおいて、会場設営業務等の企画・運営を行った実績を確認 することができる書類（契約書の写しなど）

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 8 日（木）1 7 時まで

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。提出の際の件名は「(企業名) イベント実施計画策定 業務委託 参加意思表明書」とすること。また、電子メール送信後、電話により送 信した旨の連絡をすること。

エ 参加資格確認結果

令和 7 年 5 月 1 3 日（火）1 7 時まで通知する。

オ 留意事項

- (ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すこととする。
 - (イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格がないものとする。
 - (ウ) 共同企業体（ＪＶ）での参加の場合は、①②を共同企業体（ＪＶ）につき１部ずつ作成の上、共同企業体（ＪＶ）の名称、代表者及び構成員等を記載した「共同企業体協定書」とともに提出すること。
- (２) 参加資格の喪失及び辞退
- 参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。
- また、都合により辞退する場合には、【様式４号】プロポーザル参加辞退届を提出すること。
- (３) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、文書（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。
- (ア) 提出期限
- 令和７年５月１６日（金）１７時まで
- (イ) 提出方法
- 電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。
- イ ねりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会事務局は、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を説明するものとする。

７ 企画提案書等の作成及び提出

- (１) 提出書類及び部数
- ア 【様式５】企画提案書提出届 １部
- イ 企画提案書 １５部及び電子データ一式
- (ア) 【資料２】仕様書３（１）記載の①～⑪の項目について、図や画像を用いて、わかりやすく記載すること。また、類似規模のイベントの企画運営の実績がある場合は概要を記載すること。
- (イ) Ａ３版横左綴じ
- ウ 企画提案書概要（Ａ３版片面刷り１枚） １５部及び電子データ一式
- エ 見積書 １部
- 見積額が上記２（４）の契約上限額を上回った場合は、審査の対象としないものとする。
- オ 共同企業体協定書 １部
- ※共同企業体（ＪＶ）にあって、参加意思表明書の提出時に共同企業体協定書（案）を提出した者のみ。既に共同企業体協定書の写しを提出している者は不要。
- (２) 提出期限
- 令和７年５月１９日（月）１７時まで（必着）
- (３) 提出方法
- ア 上記７（１）ア、エ、オについては、郵送、持参による書面での提出または電子メールによる電子データでの提出とすること。郵送、持参による提出の場合は、記載の部数を提出すること。

イ 上記7（1）イ、ウについては、郵送、持参による書面での提出及び電子メールによる電子データ（Word、Excel 又は PowerPoint 形式のいずれかと PDF 形式の両方 各一式）での提出とすること。郵送、持参による提出は、記載の部数を提出すること。

ウ 郵送での提出においては、配達記録が残る書留等で行うこと。

エ 電子メールでの提出においては、提出後、電話により送信した旨の連絡をすること。

（4）提出に係る留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1 案とする。

イ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

（5）提出先

本要領 13 のとおり

8 プレゼンテーション審査と委託候補者の選定方法

（1）プレゼンテーション審査

【資料3】プロポーザル審査要領に基づき、企画提案書によるプレゼンテーションを審査する。

（2）審査日時

令和7年6月2日（月）（時間等詳細は、参加者に別途連絡する。）

なお、1 参加者あたり、プレゼンテーション25分、質疑応答15分の計40分程度の予定とする。

（3）会場

参加者に別途連絡する。

（4）結果通知

審査結果は後日、全ての提案者に通知する。

また、最優秀提案事業者名等は、ねりんピック彩の国さいたま2026 ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

9 契約に関する事項

（1）契約の相手方

上記8により最優秀提案事業者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更することや、委託業務の内容を追加、又は修正する場合がある。

（2）次点の繰り上げ

上記8により最優秀提案事業者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約内容に関する協議等を行った上で、契約を締結することとする。

10 失格事由

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。

（1）審査委員、実行委員会事務局職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

（2）提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

11 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。なお、実行委員会に提出された書類は、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (2) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は、ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会に帰属し、無償で当実行委員会に譲渡するものとする。
- (4) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (6) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しないこと。
- (7) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

12 書類の提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（埼玉県庁本庁舎 5 階）

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 実行委員会事務局

（埼玉県福祉部ねんりんピック推進課内）

TEL：048-830-3215 FAX：048-830-4702 E-mail：nenrin@pref.saitama.lg.jp

※ ファイル容量が 10MB を超えるものは、事務局システムの都合により電子メールを受信することができないため、あらかじめ協議すること。また、電子メール送信時は、到達確認の電話をすること。